

コンプライアンスの推進体制について

	(ページ)
コンプライアンス推進のための今後の取り組み	1
基本指針、推進計画、チェックリストの策定及び監察の実施	2
公益通報制度（内部通報）の充実	3
公益通報者保護法の内容について	4
公益通報と内部通報について	5
コンプライアンス担当組織について	6
コンプライアンス委員会について	7
コンプライアンス推進本部について	8

コンプライアンス推進のための今後の取り組み

1 趣 旨

不適正経理問題発生の主な原因は、コンプライアンス意識の欠如であり、今後県政運営を行うにあたっては、経理処理を含め、法令に基づく事務事業の執行全般にわたる「リーガル・リスク・マネジメント」を充実し、コンプライアンス（法令遵守等）意識を高めていく必要がある。

*リーガル・リスク・マネジメント：法令違反のリスクを事前に把握して回避する（予防法務）とともに、リスクが顕在化した場合の対処のための取組

2 取り組み

（１）基本指針、推進計画、チェックリストの策定及び監察の実施 【２ページ】

コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画の策定

チェックリストの作成、自己点検の実施

監察（経理に関する特別監察、コンプライアンス監察）の実施

（上記内容を段階的に実施）

（２）公益通報制度（内部通報）の充実 【３ページ】

通報事案への対応を外部から検証及び助言

外部の通報相談窓口（外部調査員）を外部委員が担当

3 組織体制 【６ページ】

（１）コンプライアンス委員会を設置 【７ページ】

（２）コンプライアンス推進本部を設置 【８ページ】

基本指針、推進計画、チェックリストの策定及び監察の実施

1 基本指針

県のコンプライアンスを推進していくにあたっての基本となる考え方を取りまとめた指針を策定する。

(例) 職員の行動規範、 推進体制 等

2 推進計画

基本指針に基づき県のコンプライアンスの向上を着実に推進していくため、当該年度に実施する具体的な取り組みを盛り込んだ推進計画を策定し、実施する。

(例) 監察、 職員研修 等

3 チェックリスト・自己点検

(1) チェックリストの作成

各所属が法令に基づく事務事業(経理処理を除く)の執行にあたっての法的課題を抽出し、法令違反を回避するための「予防法務」的視点を取り入れた簡潔なチェックリストを作成する。

(2) 自己点検の実施

各所属は、適正な事務事業の執行が行われているか、作成したチェックリストを基に自ら点検を行う。

4 監察

(1) 経理に関する特別監察

毎年度、当該年度の全ての費目を対象とした特別監察を随時実施する。

万が一、不適正な経理処理が発覚した場合には、過去に遡って徹底的に調査を行う。

(2) コンプライアンス監察(上記(1)を除く)

毎年度、適正な事務事業の執行を確保するため、チェックリストを基に抽出によるコンプライアンス監察を随時実施する。

【上記取組を段階的に実施する】

23年度

	22年度	(3) 監察の実施
21年度	(2) チェックリストの作成、自己点検	
(1) 基本指針、推進計画の策定及び実施		

公益通報制度（内部通報）の充実

外部有識者で構成する「コンプライアンス委員会」が、公益通報制度（内部通報）も担当し、内部通報制度の充実強化を図る。

- 1 コンプライアンス委員会が、通報事案への対応について、客観的かつ専門的な視点で検証及び助言する。
- 2 コンプライアンス委員会の委員が、外部の通報相談窓口（外部調査員）機能も担当する。
- 3 通報の手段を拡充（メール、FAX、電話、郵便、面談）する。

	現 行	今 後
通報事案に係る 対応の検証及び助言	特になし	<u>コンプライアンス委員会</u> <u>で検証及び助言</u> 【検証事項】 通報案件 の処理全般 「下記処理フロー参照」
外部の通報相談 窓口（外部調査員）	1名 弁護士 1名	<u>4名</u> （各委員） 弁護士 3名 公認会計士 1名

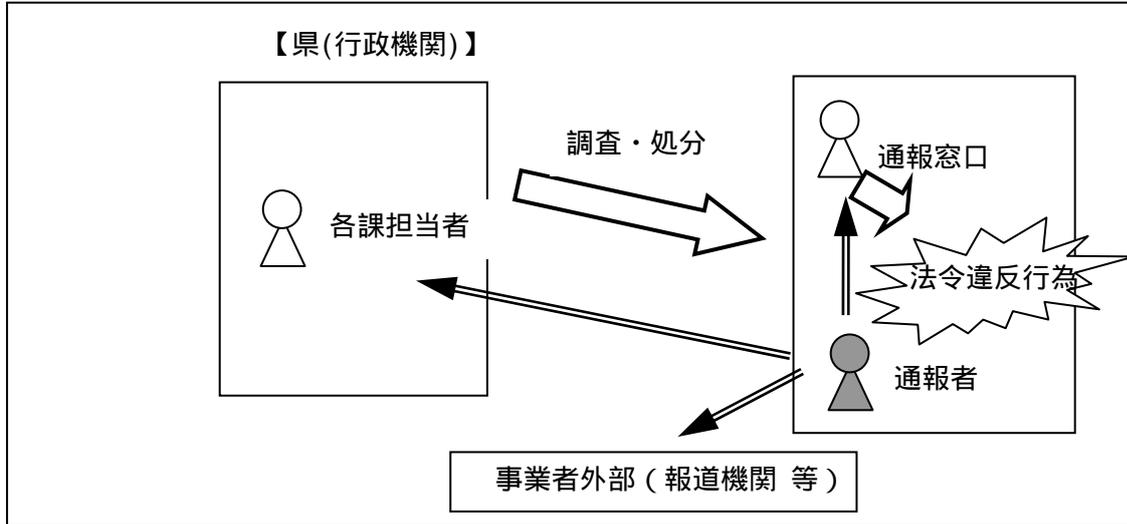
（参考）通報案件の処理フロー

- ・ 通報対象事案の発生
- ・ 通報相談窓口受付（メール、FAX、電話、郵便、面談）
- ・ 通報の到達、受理
- ・ 調査の実施、終了
- ・ 是正措置、再発防止策
- ・ 通報処理の終了
- ・ フォローアップ
（その都度、通報者に通知）

公益通報と内部通報について

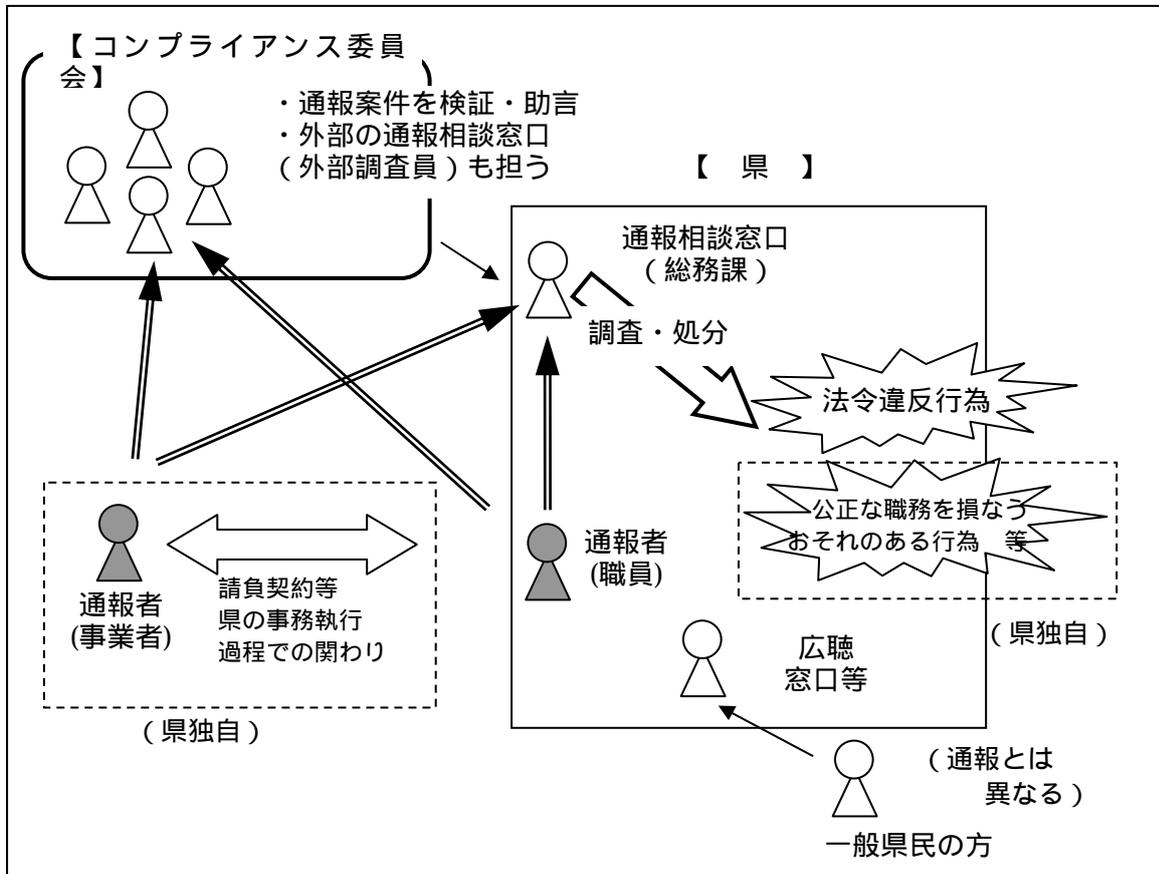
1 「公益通報」

公益通報者保護法における通報先 事業者内部、 行政機関、 事業者外部のうち、 県が処分等の権限を有する「 行政機関」として外部の一般労働者からの通報を受付る場合

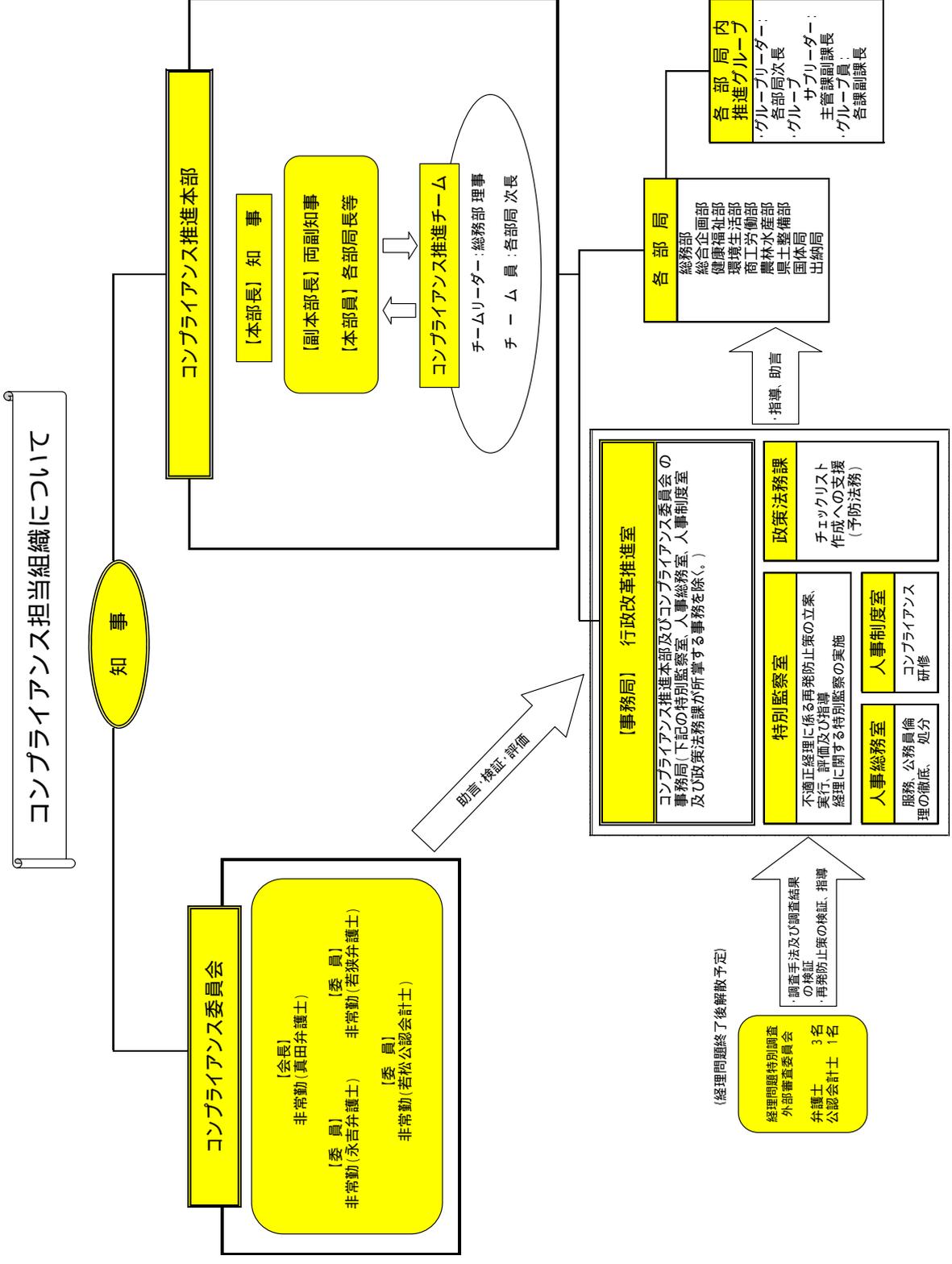


2 いわゆる「内部通報」

職員等 が、上記「公益通報」における通報先の1つである「 事業者内部 (千葉県)」へ通報者として通報を行なう場合



職員のほか、県が請負契約その他の契約を締結している事業に従事する者、指定管理者が行う県の施設の管理業務に従事する者、県を役務の提供先とする派遣労働者等を含む

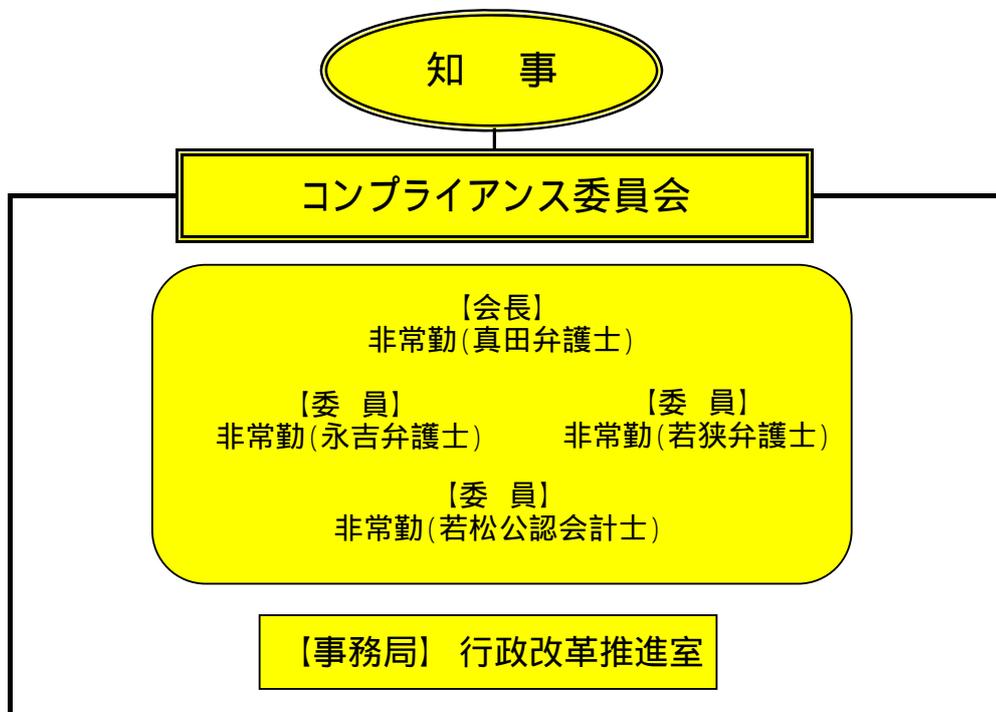


コンプライアンス委員会について

千葉県庁のコンプライアンス（法令遵守等）を推進するにあたって、客観的かつ専門的な視点を活かすため、外部有識者により構成する組織

- 1 体制
会長及び委員 外部有識者 4 名
(弁護士 3 名、公認会計士 1 名)
- 2 所掌事務
 - (1) 公益通報（内部通報）事案への対応の検証及び助言、並びに通報相談
 - (2) コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価
 - (3) 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言
 - (4) 監察（経理に関する特別監察及びコンプライアンス監察）の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言
 - (5) その他コンプライアンスの推進に関すること

(注) 所掌事務については、段階的に実施する



コンプライアンス推進本部について

コンプライアンス委員会の助言等を受けながら、本県のコンプライアンス（法令遵守等）の徹底を全庁を挙げて取り組むため設置する、知事直轄のコンプライアンス推進組織

1 体制

(1) 推進本部

本部長	知事
副本部長	両副知事
本部員	各部局長等

(2) 推進チーム（実働部隊）

チームリーダー	総務部	理事
チーム員	各部局	次長

（* 各部局内に別途次長をリーダーとする推進グループを設置）

2 所掌事務

(1) 経理問題関係
不適正経理再発防止策の立案、実行、評価及び進行管理
経理調査全般に係る進行管理

(2) コンプライアンス全般（経理問題関係を除く）
法令違反事案が発生した場合の対応
公益通報（内部、外部）があった場合の対応
その他コンプライアンスの推進に関すること

(3) その他
他都道府県及び国等において、法令遵守違反事件が発生した場合の報告及び本県における対応

